

機関番号：34509

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21830155

研究課題名（和文） 日本における西洋近代法受容の知的基盤 前近代東アジア圏の法言語分析を手掛かりに

研究課題名（英文） Intellectual base for the Reception of western legal system in modern Japan

研究代表者

和仁 かや (WANI KAYA)

神戸学院大学・法学部・講師

研究者番号：90511808

研究成果の概要（和文）：

明治初期に行われた西洋近代法の継受は、江戸時代に培われた知的基盤に依拠するところがきわめて大きい。かかる連続性についての具体的な実証研究は未だ充分とは言い難い。本研究は、対外関係からだけでは理解できない継受という現象自体の複雑性を、これまで研究のなかった前近代琉球の成文法典の特徴を明らかにする作業を通じて改めて説明した上で、東アジア地域における比較法研究の方法論的可能性を示したものである。

研究成果の概要（英文）：

The Reception of western legal system in modern Japan largely based on both political and legal intellect which were major in pre-modern era (Edo-era). This research aims at more concrete and precise analysis of such intellectual continuation, and achieved effectively mainly by reflections on a penal law codification in early modern Okinawa. It also successfully shows a potential for a new method of east-asian legal comparisons in the 19 century.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,070,000	321,000	1,391,000
2010年度	960,000	288,000	1,248,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,030,000	609,000	2,639,000

研究分野：日本法制史

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史・近世史・琉球・法継受

1. 研究開始当初の背景

(1) 我が国の現行法制度の直接的な土台は、明治時代に欧米諸国から受容したいわゆる西洋近代法にもとめられるため、それ以前の

前近代法制度については、法学プロパーの研究や実務面からは関連性がないとの見方は未だ根強く存在する。

(2) 上記の前提を踏まえ、これまで日本近世における法・裁判制度について様々な角度から研究を行ってきたが、その結果、西洋近代法の、(他のアジア諸国等と異なり植民地化を伴わなかったという意味で)一見スムーズな受容に当たっては、前近代とりわけ江戸時代に醸成された法システム及び法制度をめぐる思考およびそれを支える漢語が重要な役割を果たしていたとの見透しを得るに至っていた。

(3) 前近代と近代との連続性に着目する視点自体は、少なくとも法制史の分野ではある程度共有されているものの、それを具体的実証的に示し、かつ実定法学・実務にも説得力を有する研究は、依然として十全とは言い難い状況にある。

従ってこれまで行ってきた、江戸時代の刑事裁判においていわゆる先例が重要な裁判規範として確立する過程を究明した研究を土台として、このプラクティスを支え、また可能にした思考様式ないし知的基盤を明らかにしようと企図した。

(4) 加えて、近年日本と歴史的にも密接な関わりを持つ旧植民地に関する研究が著しく進展しつつあることに鑑み、この研究動向による成果を取り入れて琉球や台湾等との比較を積極的に行うことで、比較法の射程を有する研究として発展させることが期待できると考えた。

2. 研究の目的

(1) 江戸時代から明治時代、すなわち前近代から近代にかけて活動し、さらには法制度の運用・設計に関与した知識人の知的基盤が如何なるものであったのかを再検討し、かかる知的基盤を支えた当時の知的状況を、法制史的な関心から再構成する。

(2) 他方で、前近代日本が経験した重要な法継受である中国律の受容という現象を緻密かつ複眼的に考察するために、この現象が最もダイレクトに行われたと理解されてきた近世琉球の法制度について具体的に掘り下げた分析を行う。

(3) 明治初期に活動した法学者、とりわけ東京大学法学部で最初に法制史講座を担当した宮崎道三郎の比較言語研究が、単なる言

語比較に留まらず東アジア地域全般を見据えたものであり、また彼が前近代的な知的基盤にたっていたが故に、結果として地域的特性を良く捉えたのみならず西洋近代的方法論にも通底する比較研究の土台となりえたことを実証的に明らかにする。

(4) 以上のような前近代から近代初期における日本の知的基盤を、最新の植民地研究等を渉猟しつつ相対化し、その(とりわけ東アジア地域における)位置づけを明確にすると同時に新たな「近代化論」の視角を得る。

3. 研究の方法

(1) 初年度まず、これまで手掛けていた近世刑事裁判に関する判例研究の完成を目指し、もって本研究の前提を固める作業に従事した。

それと並行して、本研究の核をなす、法実務にも関与した前近代知識人に関する調査及び分析を具体的に進めた。

併せて、明治初年度に行われた民事判決原本に関する史料についても調査した。

(2) 他方で法継受のあり方を重要な比較軸として立体的に分析するために、前近代において、いわゆる本土地域以上に中国律の直接的な影響を受けたとされてきた琉球の法制度の研究を行った。

具体的な方法としては、まず琉球史研究者との対話や現地での史料調査を実施し、近代になってからこの地域で実施された旧慣習調査資料を始めとする史料状況を把握した。

その上で、基礎的な法制史料の洗い出し及び読み直しを行い、それらの内在的理解に努めた。

(3) 加えて、本研究を漢字文化圏の特性に着目して相対化するための基礎的作業を、学問史の観点からも行うことを試みた。とりわけ同文化圏において法を構成してきた言語学的分析に着目し、正に明治初期日本においてこの視点から研究を行った最初の法制史学者である宮崎道三郎に焦点を当て、同時代の知識人との関係も視野に入れつつ、彼の業績の内在的理解を心がけた。

(4) 以上の法制度史・学問史両面からの考察を架橋するための足がかりとして、江戸から明治にかけて実務にも深く関わった知識人である岡松麿谷・参太郎父子の文書を調査した。

4. 研究成果

(1) 江戸時代の刑事裁判における裁判規範としての判例の機能分化過程に関する分析では、重要な幕府直轄地のひとつであった摂津郡神戸村関係の法制・裁判史料を調査したことにより、これまで明らかにしてきたところの幕府におけるプラクティスの伝播状況を実証的に追跡することが出来た。

(2) 法実務にも関与した前近代知識人(およびその家系)としては、青木家や佐久間家等、江戸時代末期の実務経験者に着目し、彼らが残した記録を精査した。その結果、これらの記録関連の写本が明治期以降にも複数作成・参照されていたことを確認した。これは旧幕府時代の記録が明治以降の制度設計上にも影響を与えていたことを示す、重要な手掛かりである。

(3) 明治初年度に行われた民事判決原本に関する史料のうち、西洋近代法の継受とそれに基づいた新たな司法制度の構築が本格化した明治十年代の判決が十全に残されている甲府地裁保管分の判決簿冊を調査した。これにより、明治政府における司法制度の担い手たちが、判決文の文面という実務上のインテレクチュアルな側面からも江戸時代との連続性が強く認められることを具体的に窺い知ることが出来た。

(4) 他方、明治政府において編纂された「仮刑律」等の新刑法典は、中国から受容した律に依拠するものであるが、こうした法継受のあり方を、本研究においてひとつの重要な比較軸として立体的に分析するために、研究蓄積のきわめて少ない琉球の法制度の研究を行い、以下のような知見を得ることが出来た。

3. (2) で述べたような調査の結果、近世琉球法制度の核をなすのは、やはり十八世紀後半に起草された成文法典『琉球科律』であることは疑いないにもかかわらず、そもそもこの基本史料に関する研究が皆無に等しいこと、またこの解明が琉球史全般にとっても重要な課題であることが、改めて明らかとなった。

以上の認識に基づき、本研究ではこの法典を、対外関係等の外部要因を捨象するかたちでテキスト内在的に読み直した。その上で、さらに中国律のみならず幕府法や近代初期に律を継受して起草された刑事法的諸法典との比較対照を行った。その結果、『琉球科律』が形式的には中国律に則っていながら法

典としては凡そ異なる性質を有することが判明した。

さらに『平等所記録』等の僅かに残された当時の裁判記録を精査したところ、『琉球科律』が当時様々な批判を受けつつも実定的に機能し、現場の裁判役人たちの思考に確たる枠組を与えていたことを実証することが出来た。

『琉球科律』を幕府法とも対照させた作業は、むしろ『公事方御定書』の条文の構造の方が中国律の基本に則ったものであることを示した。これは、律系法典と対照されてきたところの幕府法に対する通説的理解に修正を迫る知見といえる。

かかる『琉球科律』の性格は、前近代の法継受現象の多様性を改めて浮き彫りにしたものであり、同時に、対外的な関係からの影響を主たる考慮要因とする従来の手法の限界と、法典をテキストとして内在的に読み込む本研究の手法の有効性とを裏付けることとなった。

(5) 以上の成果は本研究の特色として位置づけた、法を記述する言語を史料内在的に分析することの重要性を再認識する契機ともなった。かかる問題認識から、続いて、宮崎道三郎(1855-1928)による比較言語研究を分析する作業に本格的に着手した。

宮崎の著作は、東アジア諸国言語を網羅した該博な言語学及び歴史学の知識に基づいて著されており、その検討には様々な道具立てが必要となる。その一端として、差し当たり宮崎の著作と共に、岡松文書の中に残された彼のローマ法を始めとする比較法制史に関する講義録を手掛かりとして、彼の法言語をめぐる思考について考察を進めた。

その結果、宮崎が依拠した言語分析の手法が、近世から近代にかけての法制度の、少なくとも形式上の激変期において、東アジア圏における法をめぐる概念の視座を提供する上で如何に鞏固な手法たり得たかということについての具体的な知見を得るに至った。

さらに、宮崎の思考の背景をなすと思われる、明治初期における知的基盤のあり方に関する本格的な調査を行った。具体的には、宮崎、また彼とほぼ同年代の重要人物である森鷗外(1862-1922)が収集・所蔵していた蔵書を調査し、その概要の把握に努めた。その結果、彼らが江戸時代との連続性を強く認識していたことが蔵書の上からも明確となった。

今後はこの連続性に付き、具体的に跡づけていく作業が必要となろう。

以上の成果をまとめたものは、現在論文として執筆中であり、近日公表する予定である。

(6) 同時に岡松文書を、とりわけ台湾関係文書に焦点を当てて調査することで、以上の考察の相対化にも努めた。その過程で、宮崎が担当したローマ法講義の、岡松参太郎による筆記ノートを発見することが出来た。岡松の帝国大学在学中のノートはこの他にも数点含まれており、近代初期法学史に対する考察を深める上でも重要な手掛かりである。なお台湾関係文書に関する分析については、また別途公表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

和仁かや、『琉球科律』 近世琉球の成文法典、神戸学院法学、査読無、第四〇巻第一号、2010、53-94

[学会発表](計1件)

和仁かや、近世琉球の刑事裁判 『琉球科律』とその運用、日本近代法制史研究会、2009年11月21日、大阪大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和仁 かや (WANI KAYA)
神戸学院大学・法学部・講師
研究者番号：90511808

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし